

申 立 書

1 家計急変事由

以下の項目に該当するものすべてに☑をしてください。

また、該当する事由に応じて（*）の書類等（裏面参照）を提出してください。

☐減収

（*収入見込証明書等）

☐失職

（*離職票等）

☐被災

（*減免通知書等）

☐死別・離婚

（*戸籍全部事項証明書等）

☐疾病

（*診断書等）

☐その他（ ）

2 申立内容

枠内に申請者の家計急変に至る事由を記入してください。

（いつから、どのような理由で、申請者の収入にどのような影響があったのか等）

【例】保護者等2人ともに住民税に課税があり、ともに家計急変事由（失職、疾病）がある場合
（申請者名）は2022年1月下旬に勤めていた会社が倒産し、2月から収入がなくなった。現在は再就職しているが、昨年度に比べて給与が低く、今後しばらくは収入が回復しない見込み。
（配偶者名）は2022年4月19日に（病名）と診断された。10月末まで休職のため減収する。

申請者氏名

年 月 日

会社名

代表者名

印

※ 収入減及び疾病等による休職の場合は、お勤め先に証明を受けてください。

※ 個人事業主の方は、代表者として証明をしてください。

家計急変事由別の添付書類例

☐ 減収

- ・申立書
- ・所得課税証明書(個人用で控除額が確認できるもの)
- ・扶養親族全員の人数、年齢が確認できるもの(保険証等)
- ・家計急変後の所得見込証明書(向こう1年間分)
提出できない場合は家計急変後の会社発行の給与明細(3ヶ月分)
- ・(事業所得者の場合)急変後向こう1年間の事業所得見込証明書

☐ 失職

- ・申立書
- ・所得課税証明書(個人用で控除額が確認できるもの)
- ・扶養親族全員の人数、年齢が確認できるもの(保険証等)
- ・離職票2又は雇用保険受給資格者証(離職日、離職区分(離職コード)が確認できるもの)
- ・離職後に再就職している場合は、会社発行の給与見込み証明書(向こう1年間分)
提出できない場合は給与明細(3ヶ月分)

☐ 死別・離婚

- ・申立書
- ・所得課税証明書(個人用で控除額が確認できるもの)
- ・扶養親族全員の人数、年齢が確認できるもの(保険証等)
- ・戸籍全部事項証明書(親権者と子が確認できるもの)
※家計急変後の所得を確認する書類は不要です。

☐ 疾病

- ・申立書
- ・所得課税証明書(個人用で控除額が確認できるもの)
- ・扶養親族全員の人数、年齢が確認できるもの(保険証等)
- ・診断書又は通院の事実がわかる書類(3ヶ月分)
- ・疾病に係る減収の場合は、家計急変後の会社発行の給与見込証明書(向こう1年間分)
提出できない場合は給与明細(3ヶ月分)

☐ 被災

- ・申立書
- ・所得課税証明書(個人用で控除額が確認できるもの)
- ・扶養親族全員の人数、年齢が確認できるもの(保険証等)
- ・罹災証明書
※家計急変後の所得を確認する書類は原則不要です。

家計急変の事由や内容によって、必要な書類は異なります。
家計急変での申請を検討されている方は、高等学校等へお尋ねください。
上記以外にも書類の提出を依頼する場合があります。